

申 請

平成24年9月18日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田佳彦 殿

福島県知事
佐藤 雄平



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成24年5月31日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 館岩川（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。以下同じ。）について、出荷制限を解除すること。
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

1 解除を申請する理由

出荷制限指示の根拠となるいわなが採捕された平成24年5月17日以降、6月1日から8月25日の期間、館岩川の4つの支流を含む5地点において21検体の検査を実施したところ、検出された放射性セシウムの平均値は4.4 Bq/kg、最大値は31 Bq/kgであり、安定して基準値を下回っていることが確認されたため（図1、図2参照）。

2 館岩川のおいなのお荷制限解除計画

(1) 出荷制限を解除する範囲

館岩川（支流を含む。）

3 解除後の出荷管理計画

(1) 解除後のモニタリング計画

県は出荷制限が解除された後も、おいなのお漁期間中（4～9月）は、館岩川及びその支流（鱒沢川、湯の岐川、保城川、西根川）において、毎週2～3箇所ですアンプルングを行い検査を実施する。

また、解禁の前月（3月）においても毎週、可能な地点ですアンプルングを実施し、解禁前までに館岩川及びその支流（鱒沢川、湯の岐川、保城川、西根川）毎に計3回以上検査を実施する。

分析機関 福島県農業総合センター

市町村	区域	解除後のモニタリング計画 ¹³⁴⁺¹³⁷ Cs
南会津町	館岩川及びその支流（鱒沢川、湯の岐川、保城川、西根川）のうち2～3箇所	漁期間（4～9月）の毎週
南会津町	館岩川及びその支流（鱒沢川、湯の岐川、保城川、西根川）	解禁前月（3月）の毎週

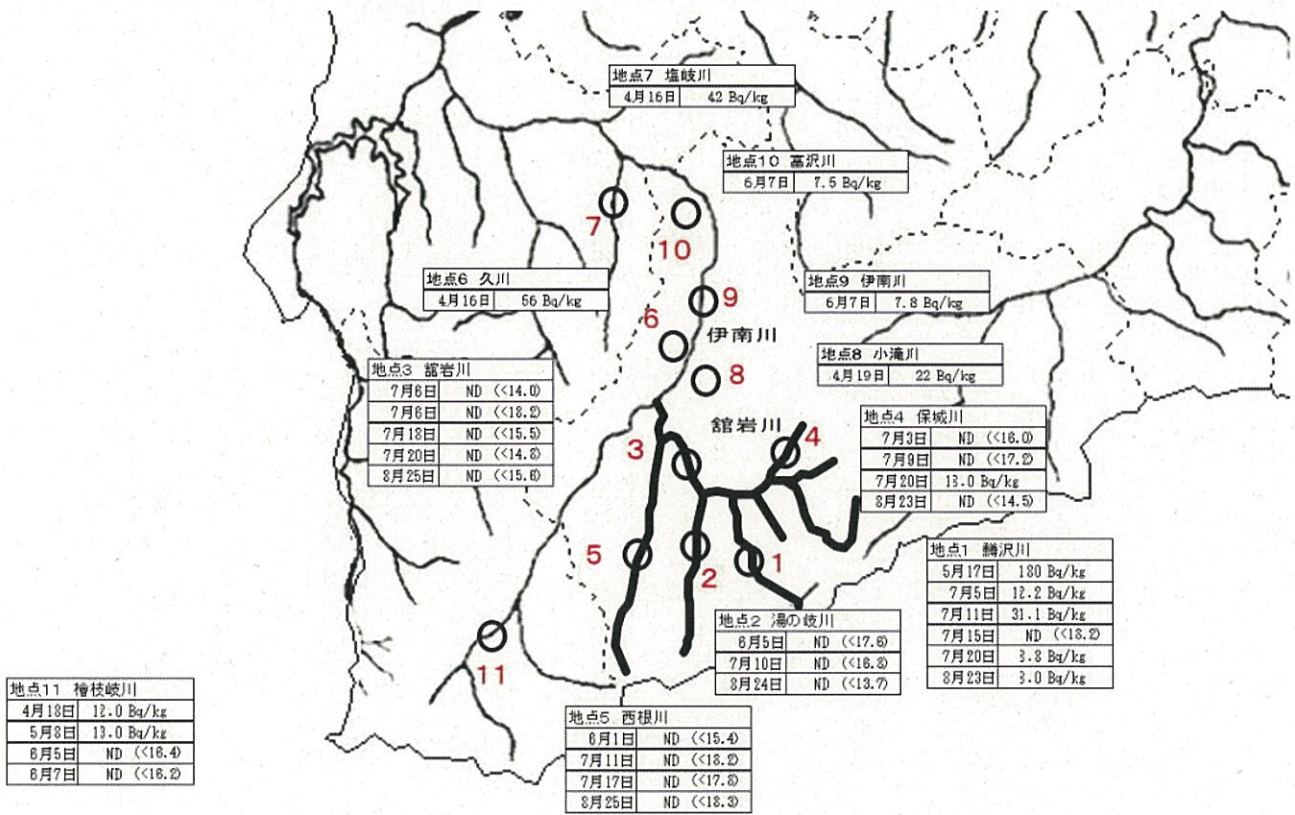
(2) 出荷者の対策

県は、関係漁業協同組合に対し、解禁前に本流及び各支流の検査結果が確認されるまでは、①所属組合員においなを採捕地点から持ち出さないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また、既に年券を購入した遊漁者に対しておいなを採捕地点から持ち出さないよう周知すること、③監視員による巡回指導を指導する。

(3) モニタリング調査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が得られた場合には、即時に各関係漁業協同組合に対し、解除された全範囲におけるおいなのお荷自粛を求める。

図1 館岩川いwana検査結果



※ 1 から 5 が館岩川とその支流。

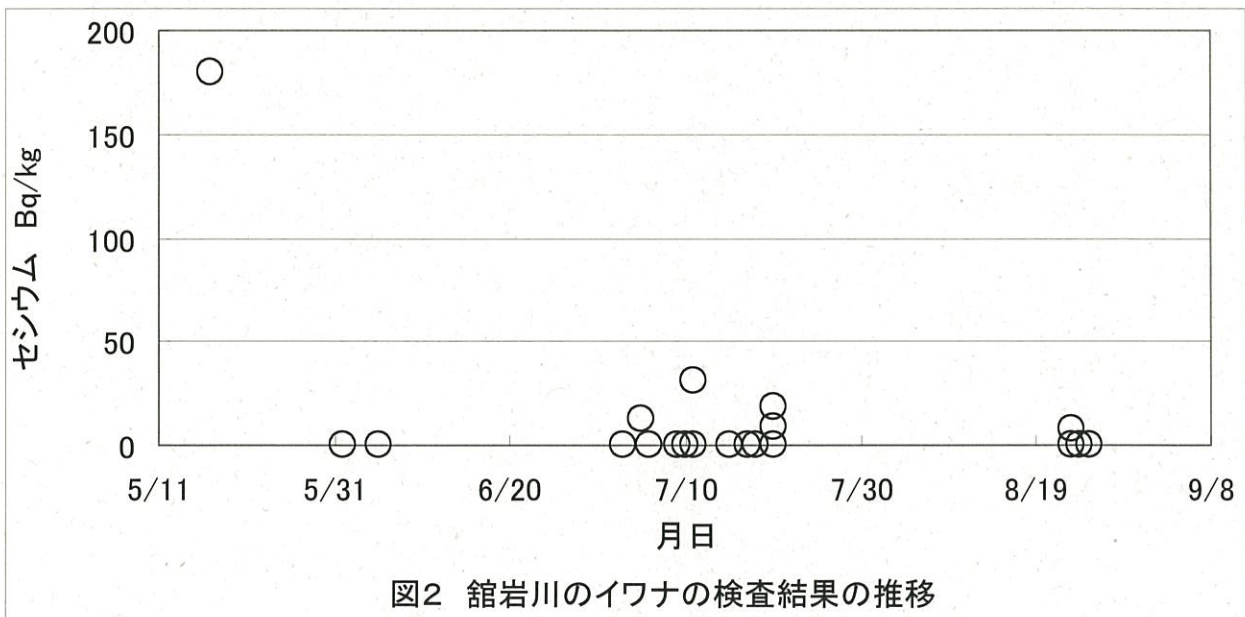


図2 館岩川のイワナの検査結果の推移